

## 沖縄県がん対策推進条例

### (目的)

**第1条** この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、がんの予防及び早期発見により、県民の健康保持を図るとともに、がん患者及びその家族が置かれている状況を深く認識し、療養生活に伴う様々な不安の軽減を図るため、県、県民、保健医療関係者及び事業者の責務を明らかにし、がん対策に関する基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的にがん対策を推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 法第2条第2号に規定するがん医療に携わる者をいう。
- (2) 事業者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第10条に規定する使用者をいう。
- (3) がん患者等関係者 がん患者及びその家族（遺族を含む。）並びにこれらの者により構成される県内の団体をいう。
- (4) がん対策関係者 がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるために取り組む団体その他のがん対策に主体的に関与するものをいう。

### (県の責務)

**第3条** 県は、市町村、保健医療関係者、事業者、がん患者等関係者及びがん対策関係者と連携を図り、地域の特性に応じたがん対策に関する施策を実施する責務を有する。

### (県民の責務)

**第4条** 県民は、喫煙、食生活、飲酒、運動その他の生活習慣や生活環境が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めるものとする。

### (保健医療関係者の責務)

**第5条** 保健医療関係者は、がんの予防の推進及び早期発見に資するとともに、がん患者及びその家族が置かれている状況を深く認識し、がん医療の提供に努めるものとする。

- 2 保健医療関係者は、がん患者等関係者が求めるがんに関する情報の提供に努め

るものとする。

- 3 保健医療関係者は、県及び市町村が講ずる施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、次に掲げる職場環境の整備に努めるものとする。

- (1) 従業員ががんの予防のため、健康な生活習慣の重要性を知り、健康の増進に努めることができる環境
  - (2) 従業員ががん検診を容易に受診することができる環境
  - (3) 従業員ががん罹患した場合において、当該従業員が安心して治療し、又は療養することができる環境
  - (4) 従業員の家族ががん罹患した場合において、当該従業員が安心して当該家族を看護することができる環境
- 2 事業者は、県及び市町村が講ずる施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(がんの予防及び早期発見の推進)

**第7条** 県は、がんの予防の推進及び早期発見に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 喫煙、食生活、飲酒、運動その他の生活習慣や生活環境が健康に及ぼす影響を周知することその他のがんの予防のための普及啓発
- (2) 性別による特有のがん及びがん罹患しやすい年齢を考慮したがんの予防に関する知識の普及啓発
- (3) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるがんの理解及び予防につながる知識の普及啓発
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第25条第1項に規定する受動喫煙を防止するための施策
- (5) がん検診の受診率及び質の向上に資するための施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見に必要な施策

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保)

**第8条** 県は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの推進)

**第9条** 県は、緩和ケア（法第16条に規定する疼痛等の緩和を目的とする医療その他の行為をいう。以下同じ。）の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進
- (2) 緩和ケアに関する知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (3) 住み慣れた家庭、地域等で緩和ケアを受けられることができる体制の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進に必要な施策

(在宅医療の推進)

**第10条** 県は、がん患者の意向により、住み慣れた家庭、地域等でがん医療を受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の充実)

**第11条** 県は、がん患者が適切ながん医療を受けられることができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院（法第15条第1項に規定する専門的ながん医療の提供等を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。）の整備
- (2) 前号に掲げる病院とその他の医療機関との連携の強化
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がん医療の充実に必要な施策

(がん患者等関係者への支援)

**第12条** 県は、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上並びに身体的、精神的及び経済的な負担の軽減に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者及びその家族に対する相談支援体制の充実
- (2) がん患者等関係者の経験を活用した支援活動の推進
- (3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者等関係者への支援に関し必要な施策

(がん医療等に関する情報の提供)

**第13条** 県は、県民に対し、がん医療及びがん患者支援に関する情報を提供するため、必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

**第14条** 県は、効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、がん登録（法第17条第2項に規定するがん患者のがんの罹患、転帰その他の

状況を把握し、分析する取組をいう。)の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(離島及びへき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援)

**第15条** 県は、第7条から前条までに掲げる施策のほか、離島及びへき地におけるがん医療の確保及びがん患者等関係者への支援等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(県民の自主的な活動の促進)

**第16条** 県は、県民が自主的かつ主体的に取り組むがんに関する活動を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

**第17条** 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(沖縄県がん対策推進協議会)

**第18条** 法第11条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更について必要な事項を調査審議するため沖縄県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、保健医療関係団体を代表する者、がん患者等関係者、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。